

部会運営委員会規程

(1997年10月19日 制定)

(2012年11月17日 改正)

(趣旨)

第1条 本規程は、日本広告学会会則第16条第3項に基づき、部会の研究活動を推進し、併せて会員相互の交流をはかるための手続き等を定める。

(部会事務局)

第2条 部会事務局は、部会運営委員会委員長の依嘱する機関内に置く。

(事業)

第3条 本委員会は、次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催
- (2) 公開講演会、シンポジウム、ワークショップ等の開催
- (3) 他の学術団体、産業界等との交流・共同研究・会議の開催
- (4) 前各号のほか、前出の趣旨を達成するために必要な事業

(部会区分)

第4条 部会員の所属地域区分は、原則として会員の住所または勤務先により、次の通りとする。

- (1) 関東部会所属 新潟、長野、山梨、神奈川の4県以東の東日本地域
- (2) 中部部会所属 愛知、岐阜、三重、静岡、富山、石川、福井の7県
- (3) 関西部会所属 前出の(1)、(2)および九州以外の西日本地域
- (4) 九州部会所属 沖縄県を含む九州地域

(所属変更)

第5条 会員が所属部会の変更を希望する場合には、書面をもって本部、現所属部会ならびに希望部会の各事務局に、それぞれ申し出ることとする。

(委員長)

第6条 本委員会の委員長は、会則第14条第3項に基づき、部会に所属する理事の互選により定める。

(委員会の構成)

第7条 本委員会は、関東(5~11名)・中部(3~6名)・関西(5~11名)・九州(3~6名)の各部会から選出された委員で構成する。ただし、委員長は、委員の定数に含めない。

2. 副委員長、委員は、委員長の推薦により、常任理事会が承認する。
3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長を代行する。
4. 副委員長、委員の任期は3年とする。ただし、再任、または重任を妨げない。

(経費)

第8条 部会の運営経費は、本部からの部会運営費、研究会の参加費等により充当する。

2. 委員長は、毎年度の決算報告を常任理事会ならびに会員総会において行わなければならない。

(委員会の開催)

第9条 委員長は、必要に応じて委員会を開催する。

(運営)

第10条 前出の第3条の事業運営のための細則は、別に定める。

附則

本規程は、1998年9月1日から実施する。
本規程は、2006年11月11日から実施する。
本規程は、2013年10月1日から実施する。